## 社会資本総合整備計画(地域住宅計画)の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画(地域住宅計画)	
1計画の名称	社会資本総合整備計画(地域住宅計画「大阪府地域」)
②都道府県名	大阪府
3計画作成主体	大阪府、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、茨木市、摂津市、
	高槻市、島本町、能勢町、豊能町、東大阪市、枚方市、寝屋川市、交野市、守
	口市、門真市、四條畷市、八尾市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、
	河内長野市、高石市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡
	町、熊取町、田尻町、岬町、柏原市、大阪狭山市、太子町、河南町、阪南市、
	千早赤阪村、大阪府住宅まちづくり推進協議会(市町村は、住宅・建築物安全
	ストック形成事業、住宅政策の推進に関連する事業に係る部分のみ)
④計画期間	平成 19 年度 ~ 22 年度
多計画の目標	【大阪府】
	『安全・安心で居住魅力と活力ある大阪』を目指すべき共通の目標とし、以下
	のような施策について重点的に取り組む。
	(重点的に取り組む施策)
	〇市場機能が適正に発揮される取り組み
	・ストック活用を促すリフォーム市場の健全育成
	・分譲共同住宅(マンション)対策
	・民間賃貸住宅における入居差別等の解消
	・多様な住まいの選択を支える民間住宅ストックの有効活用
	・住情報の提供と相談体制の整備
	〇公共の資産を最大限に活用する取り組み
	・府営住宅ストックの総合的な活用:大阪府営住宅ストック総合活用計画に
	基づく効率的・効果的な事業推進
	〇府民、NPO 等との協働の取り組み
	・府民、NPO等によるまちづくり活動の支援
	・住宅まちづくり教育の推進
	〇危機管理の取り組み
	・住宅・建築物の安全性の確保:大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン
	に基づく耐震診断・耐震改修の促進 等
	【市町村】
	市町村が定める「住宅(まちづくり)マスタープラン」、市町営住宅の総合的
	な活用計画である「ストック総合活用計画」、建築物の耐震
	診断及び耐震改修の促進を図るための計画である「耐震改修促進計画」等に
	基づく施策の推進を図る。
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制·時期	大阪府において評価を行う。
⑦事後評価の結果	指標①:「バリアフリー化住宅の割合」
	定 義:府営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合
	評価方法:府営住宅管理データによる集計
	結 果:従前値:35%(19年度)⇒目標値:40%(22年度)⇒ <u>実績値:40.9%</u>
	結果の分析:「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づく効率的・効果的な事業の
	実施により、目標を達成した。
	   指標②:「耐震性を満たす住宅の割合」
	定義:府営住宅における耐震性を満たす住宅の割合
	評価方法:府営住宅管理データによる集計
	結 果:従前値:70%(19年度)⇒目標値:75%(22年度)⇒ <u>実績値:74.0%</u>
	結果の分析: 耐震改修事業は、計画期間の当初3ヵ年は、耐震改修の工法検討や耐震診
	断、計画策定、実施設計業務を行い、平成 20 年度後半から工事に着手して

いるため、目標値の達成には至らなかったものの、事業は順調に進捗して いる。 大阪府のホームページに掲載 ⑧結果の公表方法 3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等。 ⑨今後の住宅施策 (事後評価の結果を踏まえ、次期地域住宅計画に反映すべき事項や目標を達成するための措 の取組への反映 置等を記載。地域住宅協議会等において協議を行った場合はその旨を記載。) ・府営住宅に入居している高齢者のいる世帯は、今後も増加することが予想される ことから、より一層のバリアフリー化の推進が必要である。このため、次期計画 においても「バリアフリー化された府営住宅の割合」を引き続き指標として設定 し、平成27年度における目標値を50%と設定している。 ・現行の耐震基準を満たさない府営住宅については、早急に耐震化を図る必要があ る。このため、次期計画においても「耐震性を満たす府営住宅の割合」を引き続 き指標として設定し、平成27年度における目標値を90%と設定している。 ・また、民間住宅についても早急に耐震化を図る必要があることから、新たに「耐 震性を満たす民間住宅の割合」を指標として設定し、平成27年度の目標値を90% と設定している。 ・このほか、「住宅市街地基盤整備事業による住宅供給戸数」を指標として新たに 設定した。 上記の目標を達成するために、引き続き、住宅まちづくりマスタープラン等の住宅 に関する計画に基づく施策の重点的な推進を図り、大阪府域の課題に対応した取り 組みを進める。

⑩その他

(特記すべき事項があれば記載)